

令和5年度 浜松市立金指小学校 いじめ防止基本方針に係る学校評価

1. いじめの防止等のための対策 **具体的な取組** (括弧書きは、いじめ防止対策推進法関連条文)

- 取組 1 「浜松市立金指小学校いじめ防止基本方針」に関すること
(法 3 条、4 条、13 条、34 条)
- 取組 2 「校内いじめ対策委員会」に関すること
(法 8 条、9 条、15 条、16 条、18 条、19 条、22 条、23 条、25 条、28 条、34 条)
- 取組 3 「金指小学校いじめ防止基本方針」に基づく各種取組に関すること
(法 15 条、16 条、18 条、19 条、23 条、28 条)
- 取組 4 学校評価における留意事項に関すること (法 34 条)

2. いじめの防止等のための対策 **目標** (令和5年度の重点は、ゴシック字体)

- 目標 1 「金指小学校いじめ防止基本方針」を公表し、子供、保護者、学校運営協議会に説明する。
- 目標 2 「金指小学校いじめ防止基本方針」は、必要に応じて見直す。
- 目標 3** 組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために「校内いじめ対策委員会」を機能させる。
- 目標 4 校長は、いじめ防止等の対策が実効的に機能するようリーダーシップを発揮する。
- 目標 5 校務分掌に位置付けられたいじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、対策や会議などの企画・運営を行う。
- 目標 6** いじめの早期発見に向けて、子供に定期的な調査(学校生活・いじめアンケート)と個人面談を行う。また子供や保護者がいじめに係る相談をしやすい体制を整備するとともに、教職員がいじめを発見、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに「臨時校内いじめ対策委員会」を開催する等、組織的な対応につなげる。
- 目標 7** いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、必要に応じて心理や福祉の専門家(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー)等の参加について積極的に検討する。
- 目標 8 いじめ防止等のための対策の目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにする。

3. いじめの防止等のための対策 **評価項目**

【いじめの未然防止・早期発見と組織的対処】

- 1. 教職員は、「いじめが起きにくい・いじめを許さない」学校(環境)づくりに努めたか。
- 2.** 「校内いじめ対策委員会」は、いじめの相談・通報を受け付け、いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や子供の問題行動などに係る情報を収集し、適切に記録し、情報を共有したか。
- 3.** 「校内いじめ対策委員会」は、いじめに係る情報があつた時には、速やかに会議を開催したか。
- 4.** 「校内いじめ対策委員会」は、情報を共有し、子供に対するアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係を把握し、いじめであるか否かの判断を行ったか。

5. 「校内いじめ対策委員会」は、いじめを受けた子供に対する支援、いじめを行った子供に対する指導の体制・対応方針を決定し、保護者と連携しながら組織的に対応したか。
6. 校長は、「金指小学校いじめ防止基本方針」の具体的な指導計画に基づく取組が実施されているか検証を促したか。
7. 校長は、「金指小校内いじめ対策委員会」が的確にいじめに係る情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるよう体制を整備したか。
8. 校長は、いじめの事実関係の把握や、いじめであるか否か、解消の有無等の判断を行ったか。
9. いじめ対策コーディネーターは、いじめに関する情報を収集し、学校全体の実態を把握したか。
10. いじめ対策コーディネーターは、保護者・地域・関係機関との連携の窓口を担ったか。
11. いじめ対策コーディネーターは、「いじめが起きにくい・いじめを許さない」学校（環境）づくりを推進したか。
12. いじめ対策コーディネーターは、校内研修を企画・運営したか。
13. 担任は、子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動を行ったか。
14. 担任は、豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うために、道徳教育や体験活動の充実を図ったか。
15. 担任は、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援を行ったか。
16. 担任は、朝の会、帰りの会等における「よいこと見つけ」の取組や「心の健康」の取組を通して、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土づくりに努めるとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動を行ったか。

【いじめの防止等に関する取組】

17. 担任は、年1回以上「はままついじめアンケート」を活用し、児童の実態把握及び早期対応に努めたか。
18. 担任は、定期アンケート調査を実施し、速やかに個別面談を行ったか。
19. 担任は、いじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりしたときには、直ちに教育相談や事実確認を行ったか。
20. 教職員はいじめに係る情報について、5W1Hや関係性を明らかにした上で事実を適切に記録し、保管したか。
21. 教職員は、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通したか。
22. 教職員は、いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努めたか。
23. 教職員は、関係する保護者に適切に情報提供を行い、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行ったか。

【関係機関との連携】

24. いじめ対策コーディネーターは、「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報や結果を月に1回、教育委員会に報告したか。

25. 校長は、いじめの重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき)、事案について直ちに教育委員会に報告したか。教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年 3 月文部科学省)」により適切に対応したか。

【「金指小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し】

26. 学校は、「金指小学校いじめ防止基本方針」は、ホームページ等で公表したか。
27. 学校は、各年度の開始時に、「金指小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会等に説明したか。
28. 学校は、「金指小学校いじめ防止基本方針」について、保護者、地域住民、学校運営協議会等に意見や支援を求める等、実効性のある方針になるように努めたか。
29. 「校内いじめ対策委員会」は、子供の実態を踏まえ、当該年度における目標を設定し、達成状況を評価し、必要に応じて「金指小学校いじめ防止基本方針」を見直したか。
30. 「校内いじめ対策委員会」において、本校のいじめの実態やいじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、計画の見直しなどを行ったか。
31. 校長は、自校のいじめに関する自己評価の結果を学校運営協議会に報告し、評価を受けたか。

令和5年度 浜松市立金指小学校 いじめの防止等のための対策

取組1「浜松市立金指小学校いじめ防止基本方針」に関すること (法3条、4条、13条、34条)

令和4年度に、国、市のいじめ防止基本方針等を参考にして改定した「浜松市立金指小学校いじめ防止基本方針」(以下、「学校いじめ防止基本方針」)を周知し、内容について実効的に機能しているかを「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」(以下「校内いじめ対策委員会」)を中心に点検し、必要事項を見直す。

(1) 「学校いじめ防止基本方針」を公表し、子供、保護者、学校運営協議会等に説明する。

【目標1】

① 「学校いじめ防止基本方針」は、ホームページ等で公表する。

② 各年度の開始時に、「学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会に説明する。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」は、必要に応じて見直す。【目標2】

① 保護者、地域住民、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)等に意見や支援を求める等、実効性のある方針になるように努める。

② 子供の意見も取り入れるなど、いじめの防止等について子供の主体的かつ積極的な参加が確保できるように努める。

取組2「校内いじめ対策委員会」に関すること

(法8条、9条、15条、16条、18条、19条、22条、23条、25条、28条、34条)

「校内いじめ対策委員会」が、いじめの組織的対応の中核として機能するような体制を整備し、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家を参画させる。

(1) 組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために「校内いじめ対策委員会」を機能させる。

【目標3】

① いじめの未然防止

ア いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努める。

イ 「校内いじめ対策委員会」の構成員や活動について子供や保護者に対して周知する。

② いじめの早期発見・事案対処

ア いじめの相談・通報を随時受け付け、いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や子供の問題行動などに係る情報を積極的に収集、適切に記録し、情報を共有する。

イ いじめに係る情報があった時には、速やかに会議を開催する。

ウ 情報を共有し、子供に対するアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係を把握し、いじめであるか否かの判断を行う。

エ いじめを受けた子供に対する支援、いじめを行った子供に対する指導の体制・対応方針を決定し、保護者と連携しながら組織的に対応する。

(2) 校長は、いじめ防止等の対策が実効的に機能するようリーダーシップを発揮する。【目標4】

① 「学校いじめ防止基本方針」の具体的な指導計画に基づく取組が実施されているか検証するよう促す。

- ② 「校内いじめ対策委員会」が的確にいじめに係る情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるよう体制を整備する。
- ③ いじめの事実関係の把握や、いじめであるか否か、解消の判断を行う。
- (3) 校務分掌に位置付けられたいじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、対策や会議などの企画・運営を行う。【目標5】
 - ① いじめに関する情報を収集し、学校全体の実態を把握する。
 - ア 教職員や子供の表れから情報を収集・集約する。
 - イ 保護者や地域から情報を収集及び集約する。
 - ウ 定期的にアンケート調査を行うよう計画し、実施・分析する。
 - エ 「校内いじめ対策委員会」に集められた情報を事案ごとに記録し、保管する。
 - ② 保護者・地域・関係機関との連携の窓口を担う。
 - ア 保護者や地域に向けていじめ問題の対応について発信する。
 - イ 教育委員会、児童相談所、警察、家庭裁判所、医療機関等関係機関と連携する窓口となる。
 - ウ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携する窓口となる。
 - エ 必要に応じて、ケース会議を計画・実施する。
 - ③ 「いじめが起きにくい・いじめを許さない」学校（環境）づくりを推進する。
 - 学級づくりを軸として、道徳科や特別活動を通して子供たちが円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育て、人権意識の向上を図るよう働き掛ける。
 - ④ 校内研修を企画・運営する。
 - 校内研修を企画し、教職員のいじめへの感度を高め、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の共通理解を図る。

取組3「学校いじめ防止基本方針」に基づく各種取組に関すること

(法15条、16条、18条、19条、23条、28条)

- (1) いじめの早期発見に向けて、子供に定期的な調査(学校生活・いじめアンケート)と個人面談を行う。また子供や保護者がいじめに係る相談しやすい体制を整備し、教職員がいじめを発見し、又、子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに「臨時校内いじめ対策委員会」を開催する等、組織的な対応につなげる。【目標6】
 - ① 年1回以上「はままついじめアンケート」を活用し、児童の実態把握及び早期対応に努める。
 - ② 定期アンケート調査を実施し、事後速やかに学級の児童全員と個別面談を行う。
 - ③ いじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。
 - ④ 教職員が得たいじめに関する情報は、アンケート及び面談後同日中に発達支援コーディネーターに対応を諮るとともに、「校内いじめ対策委員会」に報告する。
 - ⑤ 5W1Hや関係性を明らかにした上でいじめに係る事実を適切に記録し、保管する。
 - ⑥ 「臨時校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。

- ⑦ いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。
- ⑧ 関係する保護者に適切に情報提供を行い、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行う。
- ⑨ 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報や結果を月に1回、教育委員会に報告する。
- ⑩ いじめの重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき)、事案について直ちに教育委員会に報告する。教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

(2) いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、必要に応じて心理や福祉の専門家(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー)等の参加について積極的に検討する。【目標7】

- ① 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)等の参加について積極的に協力を求める。
- ② 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報や結果を月に1回、教育委員会に報告する。
- ③ 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- ④ いじめの重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき)、事案について直ちに教育委員会に報告する。教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

取組4 学校評価における留意事項に関すること

(法34条)

- (1) いじめ防止等のための対策に関する目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにする。【目標8】
 - ① 「校内いじめ対策委員会」において、子供の実態を踏まえ、当該年度における目標を設定し、達成状況を評価し、必要に応じて「学校いじめ防止基本方針」を見直す。
 - ② 「校内いじめ対策委員会」において、本校のいじめの実態やいじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、計画の見直しなどを行い、その結果を学校運営協議会に報告し、評価する。

令和5年度 浜松市立金指小学校 いじめの防止等のための対策アンケート(学校評価)の結果と考察

【令和5年度の重点について】

目標3 組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために「校内いじめ対策委員会」を機能させる。

<評価できる項目> (肯定的評価が90%以上だった項目)

2. 「校内いじめ対策委員会」は、いじめの相談・通報を受け付け、いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や子供の問題行動などに係る情報を収集し、適切に記録し、情報を共有したか。…100%
4. 「校内いじめ対策委員会」は、情報を共有し、子供に対するアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係を把握し、いじめであるか否かの判断を行ったか。…100%
5. 「校内いじめ対策委員会」は、いじめを受けた子供に対する支援、いじめを行った子供に対する指導の体制・対応方針を決定し、保護者と連携しながら組織的に対応したか。…100%

<課題となる項目> (肯定的評価が90%未満だった項目)

3. 「校内いじめ対策委員会」は、いじめに係る情報があった時には、速やかに会議を開催したか。…87%
30. 「校内いじめ対策委員会」において、本校のいじめの実態やいじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、計画の見直しなどを行ったか。…86%

【分析と考察】

「校内いじめ対策委員会」は、今年度、情報共有や事実確認及び事後対応について、手順や方法を職員同士で確認しながら丁寧に組織を機能させることに注力してきた成果が見られました。

一方、「速やかに会議を開催する」ことについては課題がみられます。いじめの様態にはさまざまな事案があり、状況に応じて臨機応変な対応が求められるため、より教職員の意識を高めるとともに、委員会のメンバーが速やかな対応の重要性を認識し、「臨時校内いじめ対策委員会」の開催へのフローを明確にしたいと考えます。

また、事案が起こった際の対応はできたものの、対応後の検証や見届け、計画見直しのスピードが鈍いことも課題です。

今後は、定期的で開催しているいじめ対策委員会の中で、ケース会議を行ったり随時計画の見直しを行ったりする必要があると考えます。

目標6 いじめの早期発見に向けて、子供に定期的な調査(学校生活・いじめアンケート)と個人面談を行う。また子供や保護者がいじめに係る相談をしやすい体制を整備するとともに、教職員がいじめを発見、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに「臨時校内いじめ対策委員会」を開催する等、組織的な対応につなげる。

<評価できる項目> (肯定的評価が90%以上だった項目)

18. 担任は、定期アンケート調査を実施し、速やかに個別面談を行ったか。…100%
19. 担任は、いじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりしたときには、直ちに教育相談や事実確認を行ったか。…100%
20. 教職員はいじめに係る情報について、5W1Hや関係性を明らかにした上で事実を適切に記録し、保管したか。…100%
21. 教職員は、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通したか。…100%
22. 教職員は、いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努めたか。…100%
23. 教職員は、関係する保護者に適切に情報提供を行い、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行ったか。…100%

<課題となる項目> (肯定的評価が90%未満だった項目)

17. 担任は、年1回以上「はままついじめアンケート」を活用し、児童の実態把握及び早期対応に努めたか。…82%

【分析と考察】

本校では、今年度「学校生活・いじめアンケート」を二ヶ月に1回(5月、7月、10月、12月、2月)の頻度で計画的に行い、アンケート実施日の翌日から児童全員と個別面談を行いました。このことにより、いじめの早期発見や相談機会の確保ができ、タイムリーな指導・支援につながったと思います。

「はままついじめアンケート」は、いつも実施している「学校生活・いじめアンケート」の5回目(2月)に行いました。実施後、学校独自のアンケートと「はままついじめアンケート」のどちらを、どのように、どの時期に活用するかを検討し、児童のさらなる実態把握及び早期対応に努めていきたいと思っています。

目標7 いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、必要に応じて心理や福祉の専門家(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー)等の参加について積極的に検討する。

<評価できる項目> (肯定的評価が90%以上だった項目)

7. 校長は、「金指小校内いじめ対策委員会」が的確にいじめに係る情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるよう体制を整備したか。…100%
10. いじめ対策コーディネーターは、保護者・地域・関係機関との連携の窓口を担ったか。…100%

<課題となる項目> (肯定的評価が90%未満だった項目)

なし

【分析と考察】

今年度は、生徒指導委員会や就学支援委員会に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに参加いただき、気になる児童について情報共有したり、保護者をつないだりすることができました。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーから該当する担任へ直接話をしたり対応について情報共有したりしていました。

来年度も引き続き校長及びいじめ対策コーディネーターを中心に、学校全体として関係機関との連携を密にとっていくとともに、どのような案件でどのような関係機関とつなぐと効果的かについて積極的に検討し、子供たちが毎日笑顔で学校生活を送ることができるよう努めていきたいと思えます。

学校関係者評価

(※令和5年度第4回学校運営協議会委員による)

- ・ 教職員は、時間も人もない中で、できることを一生懸命やってくれていると感じている。
- ・ 学校全体として、いじめを許さない雰囲気醸成していく必要がある。
- ・ 今は、外に表れてこないいじめの様態もあり、人による受け取り方も様々で難しい面も多いと思うが、まずは教職員、周りの大人たちのいじめの捉え方、対応に関する考え方を共通理解していく必要がある。
- ・ スマホやタブレットなど、SNSに関わるものを子供に持たせるためには、家庭におけるルールづくりが非常に大切である。実際に子供のSNSの使用実態に関して、大人が把握しきれていない事案も多い。学校においては、保護者や児童向けの情報モラル研修会は、年に1回といわず何回行ってくれてもよい。

学校関係者評価を受けて(改善策)

- ・ 保護者や児童が、情報モラルに関する話を一緒に聞くことができる場をなるべく多く設ける。(教育講演会や懇談会など)
- ・ 教職員はもとより保護者や地域の皆さんと、いじめの捉え方や対応に関する考え方を共通理解する積極的な情報提供の場を設けたり、広報活動を行ったりする。